

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

国が1999年（平成11年）に施行した「男女共同参画社会基本法」では、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を、21世紀の我が国の社会を決定する最重要課題と位置付けています。現在、基本法の施行から20年以上が経過し、女性の活躍やワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）の推進をはじめ、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取り組みが継続して進められていますが、2025年（令和7年）のジェンダーギャップ指数は118位となっており、依然として低水準の状態が続いています。

また、SDGs（持続可能な開発目標）の達成においても、ジェンダー平等は重要な柱とされており、世界的に高い関心が向けられている状況です。

このような社会的背景を踏まえて、本市では、1998年（平成10年）に「佐賀市女性行動計画パートナーシップ21」、2002年（平成14年）には改訂版である「佐賀市男女共同参画計画パートナーシップ21」を策定しました。さらに、2007年（平成19年）の市町村合併に伴い、新たな「佐賀市男女共同参画計画パートナーシップ21」（第一次）を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進してきました。

そして、2008年（平成20年）には、市民一人ひとりが、そして次世代を担う子どもたちが、活力にあふれる地域社会を築いていくためには、男女共同参画を進めていくことが重要であるとの認識のもと、「佐賀市男女共同参画を推進する条例」を施行しました。

その後も、社会情勢の変化や過去の計画の評価、実績等を反映しつつ「佐賀市男女共同参画計画」の見直しを行い、2021年（令和3年）3月にはダイバーシティ（多様性）を見据えた幅広い施策に取り組んでいくことを目指した「第4次佐賀市男女共同参画計画」が策定されました。

この度、「第4次佐賀市男女共同参画計画」が計画期間の終了を迎えたことから、新たな取り組みを進めていくために、「第5次佐賀市男女共同参画計画」を策定することとしました。

2 計画策定の背景

【国の動向】

(1) 男女共同参画基本計画の策定

国は、男女共同参画社会の実現に向け、1999年（平成11年）6月の男女共同参画社会基本法の制定以降、同法に基づく男女共同参画基本計画を策定し、政府として取り組むべき施策を総合的に進めてきました。

2020年（令和2年）に、「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」を策定し、男女共同参画社会の形成の促進を図っており、2025年（令和7年）6月には、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2025（女性版骨太の方針2025）」を策定し、2030年（令和12年）のジェンダー平等に向けて女性の活躍促進を加速し、地域づくり、働き方支援、意思決定層への女性参画、性暴力防止などを柱に、国際協調も含めて総合的に取り組むとしています。

また、現在、第6次男女共同参画基本計画策定に向けて議論がスタートしています。

第5次男女共同参画基本計画の目指すべき社会

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

出典：第5次男女共同参画基本計画～ すべての女性が輝く令和の社会へ ～

第6次男女共同参画基本計画の策定状況

令和6年12月

策定専門調査会が発足し、運営規則や検討体制、スケジュールが示されました。自由討議も行われ、現行計画のフォローアップが始まりました。

令和7年2月

たたき台となるコンセプトが提示され、次期計画に向けた基本的な考え方や進め方について議論されました。

令和7年5月

各ワーキンググループでの具体的な検討が開始され、分野別の課題や施策について詳細な議論が進められています。

令和7年8月

各ワーキンググループでの具体的な検討を踏まえて、「第6次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）」が示されています。

(2) 「独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（整備法）」の成立

2025年（令和7年）6月には、男女共同参画に関する施策を総合的に行うナショナルセンターとして独立行政法人男女共同参画機構を新設し、同機構が業務を適切に行うことができるように、整備法に基づいて男女共同参画センターが関係者相互間の連携・協働を促進するための拠点として法的に位置づけられました。

地方公共団体にはそのための体制を確保する努力することが求められています。

(3) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の改正

2025年（令和7年）6月に、期限を10年間延長し、2036年（令和18年）3月31日までとするとともに、職員の男女の給与の額の差異及び管理的地位にある職員に占める女性職員の割合の情報公表が義務化されました。

(4) 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の改正

2021年（令和3年）6月に改正され、男女を問わず立候補や議員活動等をしやすい環境整備等を行うため、政党等の取組の促進や、性的な言動等に起因する問題への対応を含む、国・地方公共団体の施策の強化が盛り込まれました。

(5) 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の改正

2022（令和4年）5月に成立し、困難な問題に直面している女性の福祉の増進を図るため、女性の意思が尊重されながら、多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること等が明記されました。

(6) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）の改正

2023年（令和5年）5月に改正され、保護命令の対象に「自由、名誉又は財産」に対する加害の告知による脅迫を受けた者を追加したほか、保護命令制度の拡充や保護命令違反の罰則強化が定められました。

(7) 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(育児・介護休業法)の改正

2024(令和6年)5月に改正され、出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるようにする観点から、柔軟な働き方の利用が義務付けられました。

【佐賀県の動向】

(1) 「第5次佐賀県男女共同参画基本計画」の策定

2021年(令和3年)3月に、「第5次佐賀県男女共同参画基本計画」を策定し、3つの基本方向の下に、9つの重点目標を定め、8つの数値目標を掲げ、2025年度(令和7年度)までの5年間に、県民・事業者・各種団体・CSO等の参画や協働により男女共同参画に関する施策を推進しています。

(2) 「佐賀県DV防止・被害者支援基本計画(第5次計画)」の策定

2024年(令和6年)3月に、男女間のあらゆる暴力を許さない、安全で安心して暮らせる社会の実現をめざし、「配偶者からの暴力防止及び被害者等の保護に関する法律」(令和5年5月改正)に基づき、「佐賀県DV防止・被害者支援基本計画(第5次計画)」を策定しています。

【佐賀市の動向】

(1) 「第3次佐賀市総合計画」の策定

2024年（令和6年）8月に、2040年の将来像を「佐賀らしさでみんなが上を向くまち」とし、第3次佐賀市総合計画を策定しました。将来像に向けた目標を、2040年における「佐賀らしさ」が、「みんながこのまちのことを好きで、一人ひとりが自分らしく暮らせること」と定めています。

男女共同参画の施策については、「自分らしく幸せに暮らし、支え合う社会の実現」とし、家庭、仕事、地域で誰もが参画できるジェンダー平等社会の形成を目指しています。

(2) 第4次男女共同参画計画に基づく取組の推進

佐賀市では、性別にかかわらず誰もが自分らしく生きられる社会の実現に向けて、第4次男女共同参画計画に基づき、市・市民・事業者・自治組織等・教育に携わる者それぞれが意識と環境の変革に取り組んできました。

特に、女性の社会参画を促進する研修や交流事業の実施、男性の家事・育児参加を促す啓発活動やモデル実践の展開、企業の働きやすさや多様性への配慮を評価する「イマドキ職場大賞」の表彰などを通じて、誰もが安心して働き、暮らせる地域づくりを進めています。

これらの取組は、ライフステージに応じた選択を支える環境整備と、ジェンダーにとられない生き方の実現に向けた基盤づくりとして、今後のまちづくりにもつながる重要な施策となっています。

(3) 若者支援、ワーク・ライフ・バランスの推進

佐賀市では、少子化や人口減少が進む中で、若者が自信をもって自らのライフコースを選択できる社会の実現を目指しています。

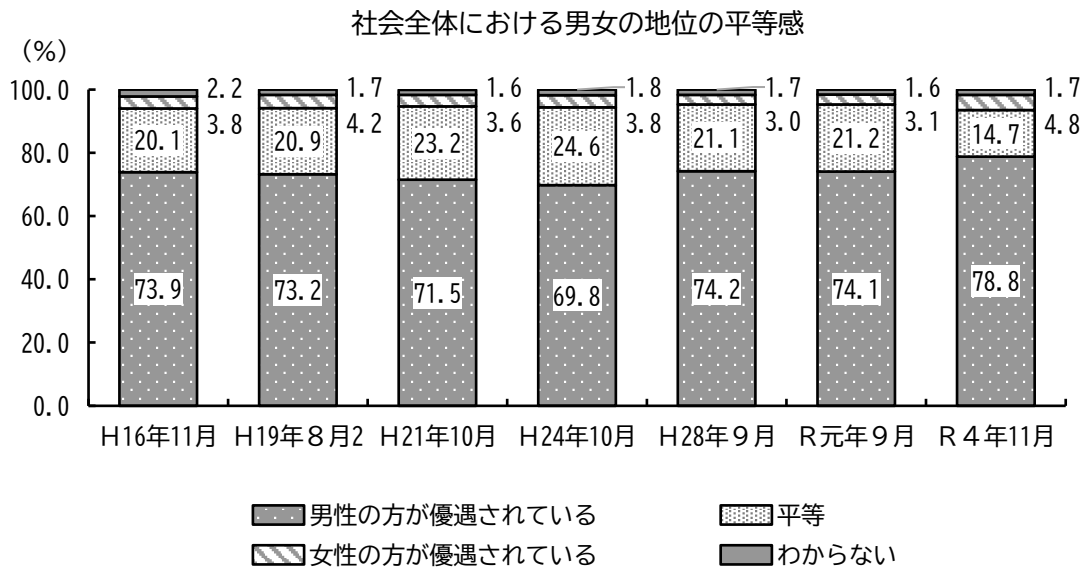
特に「人生のラッシュアワー」（就職・結婚・出産・子育てが集中する時期）において、若者が仕事と家庭を両立できる環境づくりや支援の充実に向けた、働き方改革と男性の育児参加の促進、若者への経済的・生活基盤の支援、社会全体での子育て支援（子育てシェア）、情報発信と支援の周知による支援策の認知度向上と利用促進に努めています。

3 男女共同参画をめぐる全国的な動向

(1) 社会全体における男女の地位の平等感の推移

社会全体における男女の地位の平等感について、平成16年以降、平成24年までは増加傾向で推移していましたが、平成28年から減少傾向となっています。令和4年では、「男性の方が優遇されている」が78.8%で平成16年以降一番高い数値となっており、「平等」は20.1%から14.7%に減少しています。

これまで国や都道府県又は各自治体で、男女間の課題に対して、さまざまな施策や法制度を整備することにより、状況は少しずつ改善されていますが、約8割の人が、男性優遇の社会であると感じています。

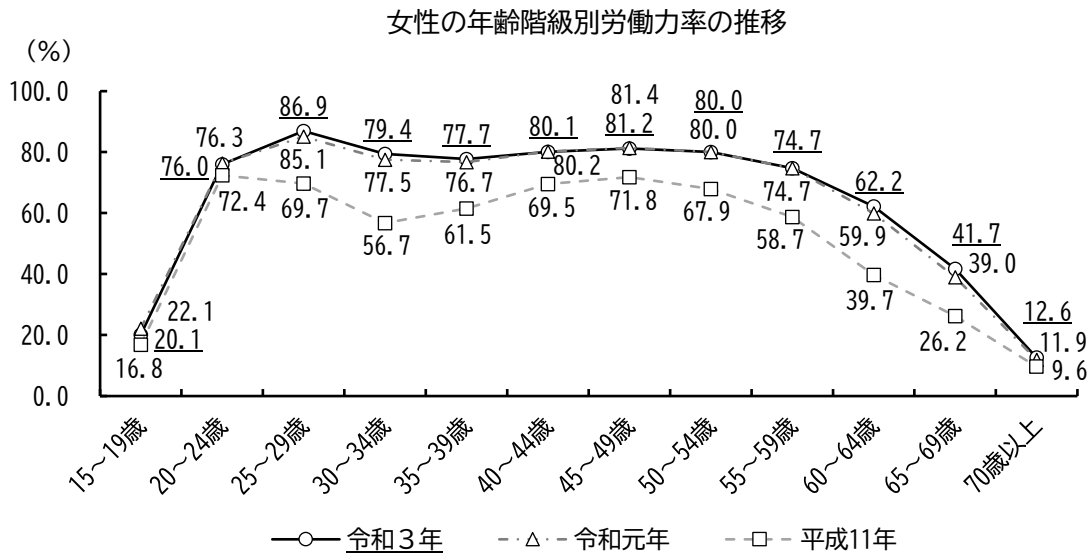


資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」

(2) 女性の就労状況の変化について

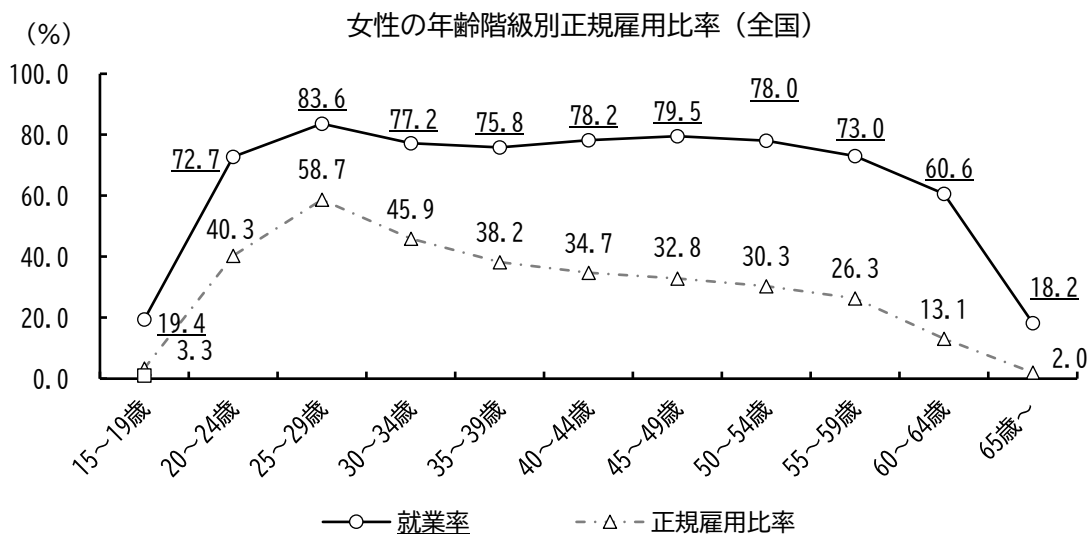
女性の労働力率は、子育て期に当たる20歳代後半から30歳代にかけて下がる傾向にあります。15歳以上の女性の労働力率は、30歳から39歳を底とするM字カーブを描いており、結婚・出産・育児を理由に女性が離職していることを示しています。

近年、女性全体のM字カーブが解消傾向に向かっている要因としては、もともと労働力率が高い単身者の割合が上昇していることに加えて、配偶者の有無を問わず、若い世代ほど労働力率が上昇していること、出産・育児休業等の制度拡充などが考えられます。



資料：内閣府「男女共同参画白書」（令和4年版）

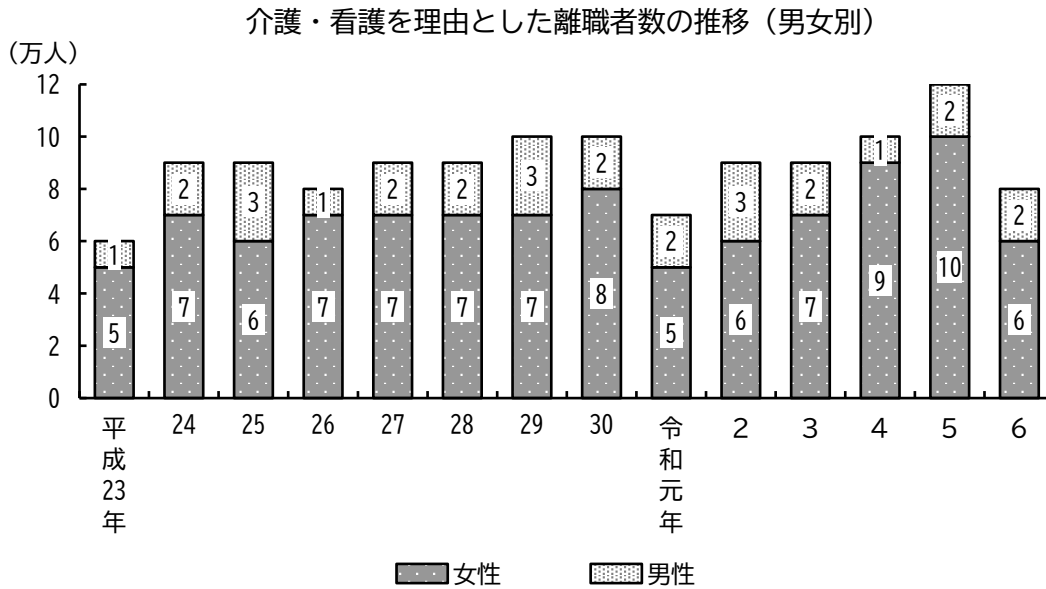
女性の年齢階級別正規雇用比率は、25～29歳の58.7%をピークに低下し、30～40代などは、非正規雇用が中心となるL字カーブが見られ、出産時に退職、働き方を変え、育児後に非正規で働くケースが多いと考えられます。



資料：内閣府「男女共同参画白書」（令和4年版）

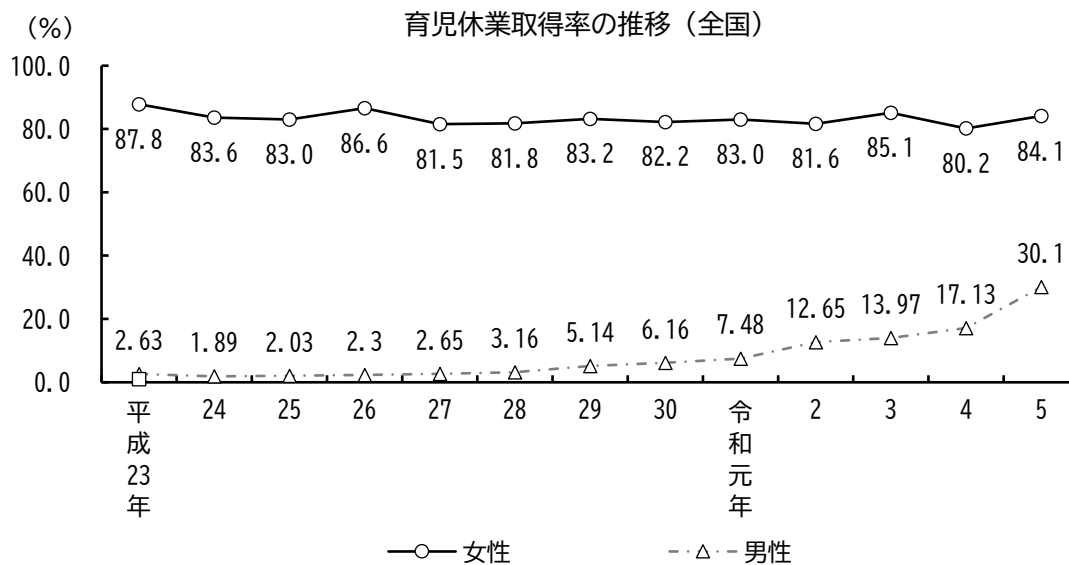
(3) 介護・子育て等家庭の時間と就労の時間のバランス

家族の介護や看護を理由とした離職・転職者数は増減を繰り返しながら推移しており、男女別でみると、女性の割合が半数以上を占めています。



資料：平成23年～30年 内閣府「男女共同参画白書」（令和元年版）
令和元年～5年 総務省統計局「労働力調査 10～12月期平均結果」
令和6年 総務省統計局「労働力調査 7～9月期平均結果」

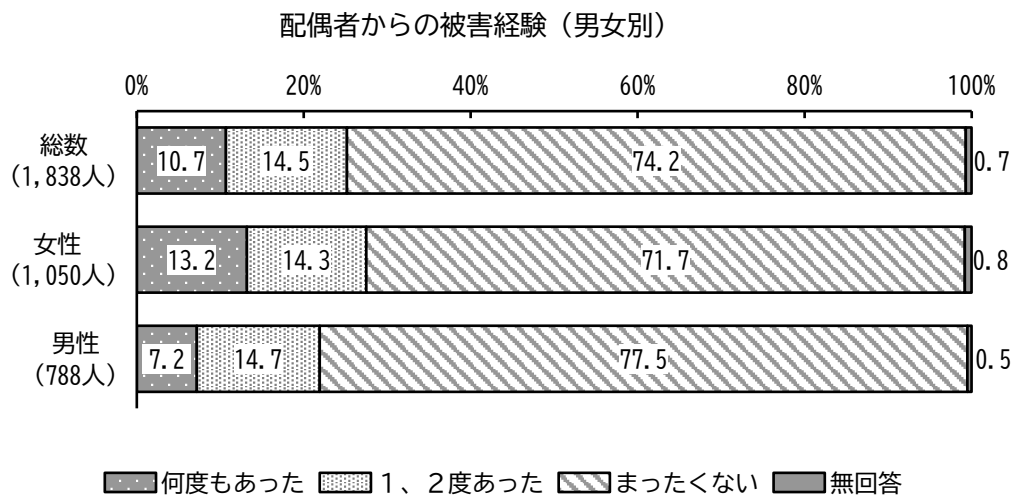
育児休業取得率は、女性は8割台で推移している一方、男性は低水準ではあるものの上昇傾向にあり、令和5年には30.1%となっています。



厚生労働省「雇用均等基本調査」（令和5年版）

(4) 配偶者による暴力の状況

令和6年度の内閣府の調査によると、これまでに結婚したことのある人(1,838人)のうち、配偶者(事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む。)から「身体に対する暴行」、「精神的な嫌がらせや恐怖を感じるような脅迫」、「生活費を渡さないなどの経済的圧迫」又は「性的な行為の強要」のいずれかについて「何度もあった」「1、2度あった」という者は、女性27.5%、男性21.9%であり、女性の被害数の方が多くなっています。



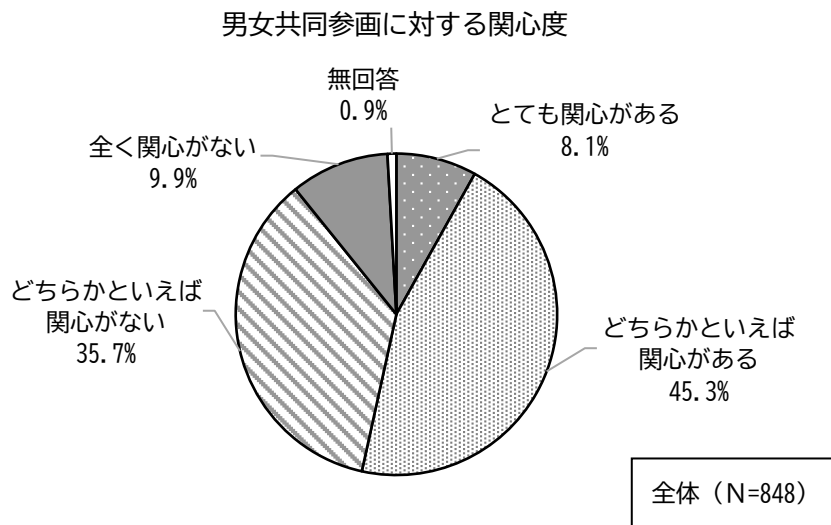
※ 「身体的暴力」「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」をいずれかを1つでも受けたことがある

資料：内閣府「男女共同参画白書」(令和6年版)

4 男女共同参画をめぐる佐賀市の状況

(1) 男女共同参画意識の醸成について

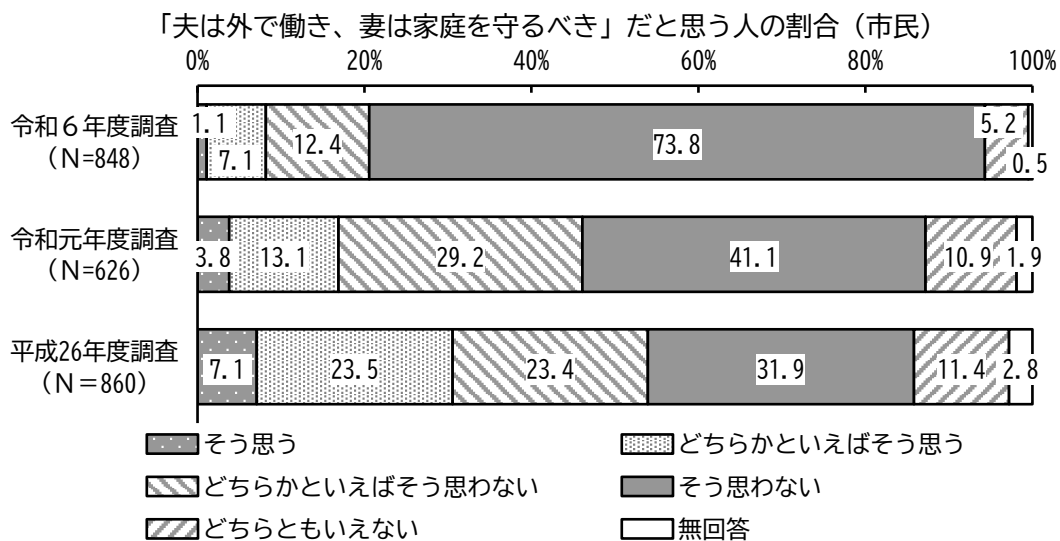
男女共同参画への市民の関心度をみると、「どちらかといえば関心がある」が最も高く45.3%、次いで「どちらかといえば関心がない」が35.7%となっています。『関心度』（「とても関心がある」「どちらかといえば関心がある」の合計）は53.4%となっています。



資料：令和6年度 男女共同参画に関する市民意識調査

市民では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」について、『否定派』（「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」の合計）が86.2%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」の『否定派』が15.9ポイント増加しています。

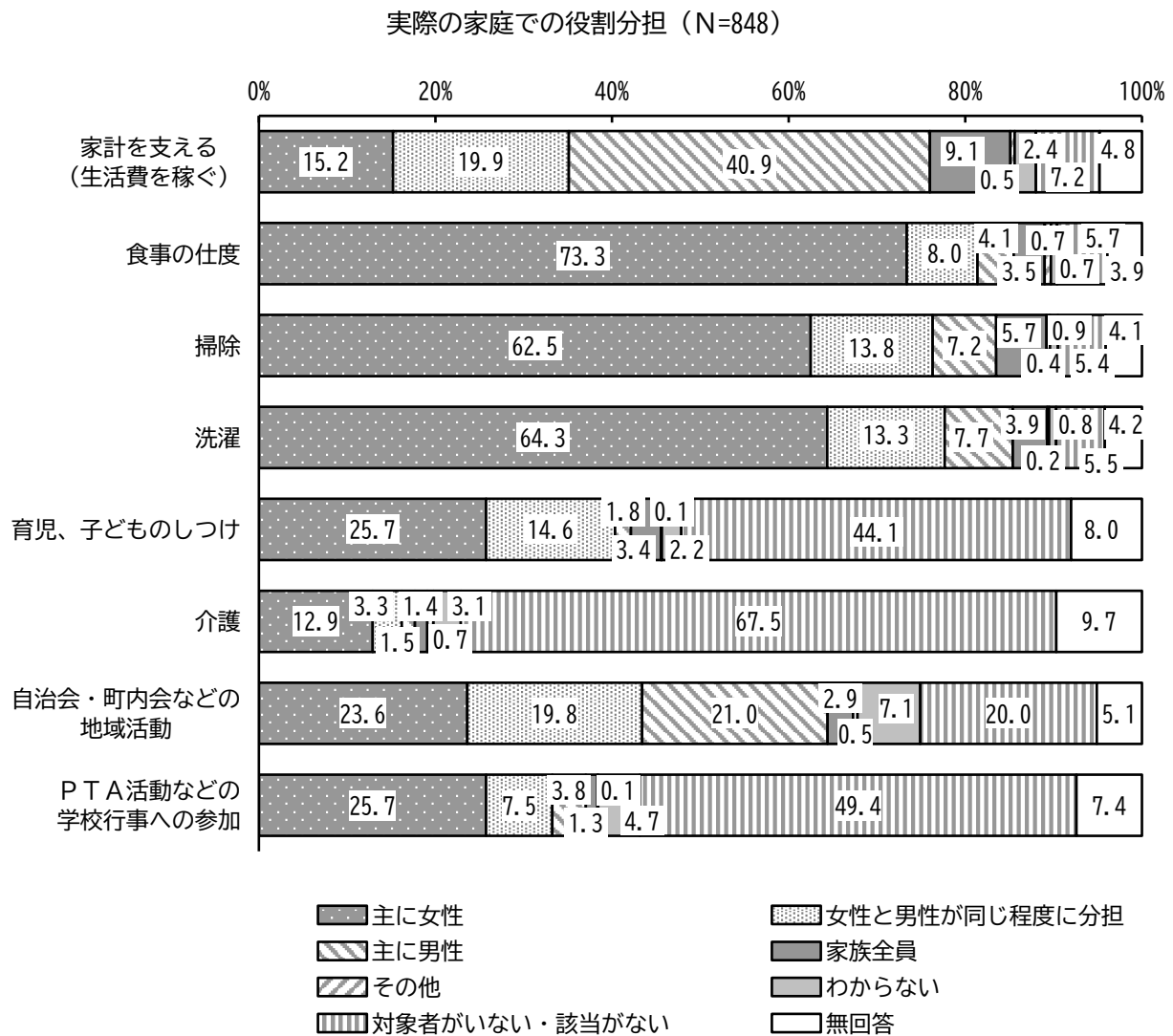


資料：令和6年度 男女共同参画に関する市民意識調査

(2) 家庭内の役割分担の状況について

家庭内の役割分担状況をみると、「主に男性」の割合が高いのは、「家計を支える（生活費を稼ぐ）」が最も高く40.9%となっています。一方、家事項目については「主に女性」の割合が高く、「食事の仕度」が73.3%、「掃除」が62.5%、「洗濯」が64.3%となっています。また、「育児、子どものしつけ」については「主に女性」が25.7%、「介護」については「主に女性」が12.9%となっています。

地域関連の項目については、「自治会・町内会などの地域活動」については「主に女性」が最も高く23.6%、次いで「主に男性」が21.0%、「男性と女性が同じ程度に分担」が19.8%となっています。「PTA活動などの学校行事への参加」については「主に女性」が25.7%となっています。

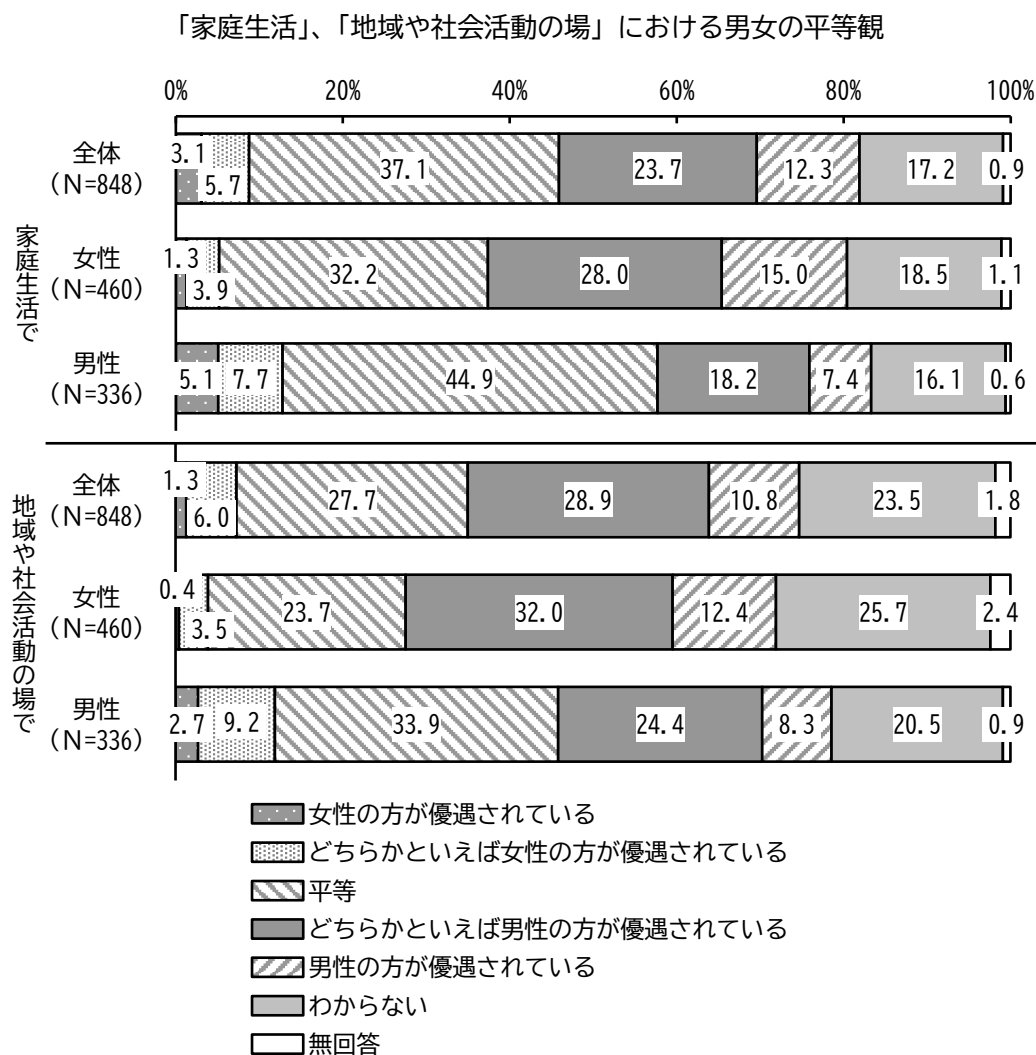


資料：令和6年度 男女共同参画に関する市民意識調査

(3) 家庭や地域社会における男女共同参画の推進

家庭や地域社会における男女の平等感をみると、『男性優遇』（「男性の方が優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計）の割合が高いのは、「地域や社会活動の場で」が39.7%となっています。

性別で比較すると、『男性優遇』の割合は、女性のほうが男性よりも、「家庭生活で」17.4ポイント、「地域・社会活動の場で」で11.7ポイント高くなっています。



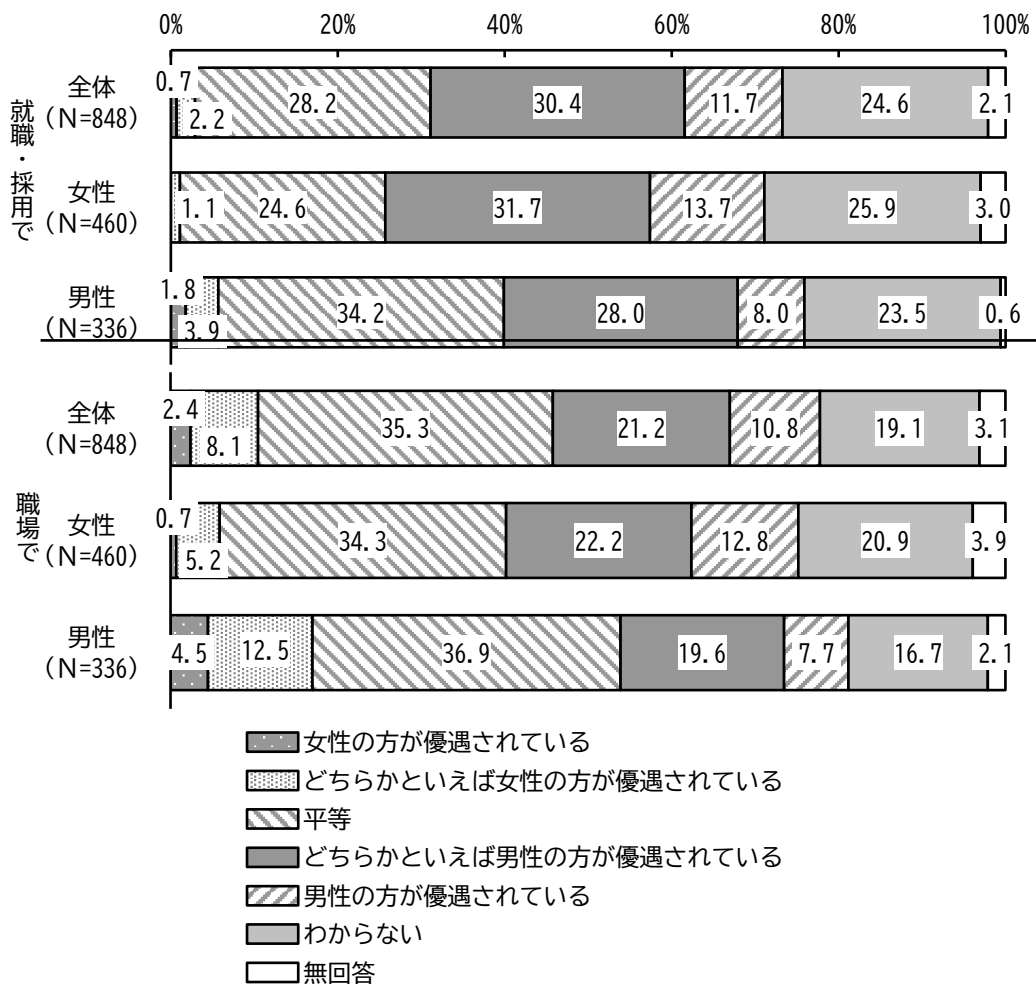
資料：令和6年度 男女共同参画に関する市民意識調査

(4) 雇用における男女の平等感について

雇用における男女の平等感をみると、『男性優遇』（「男性の方が優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計）の割合が高いのは、「就職・採用の際に」が42.1%となっています。

性別で比較すると、『男性優遇』の割合は、女性のほうが男性よりも、「就職・採用の際に」9.4ポイント、「職場で」で7.7ポイント高くなっています。一方、『女性優遇』の割合は、男性のほうが女性よりも、「職場で」で11.1ポイント高くなっています。

就職・採用、職場での男女平等観



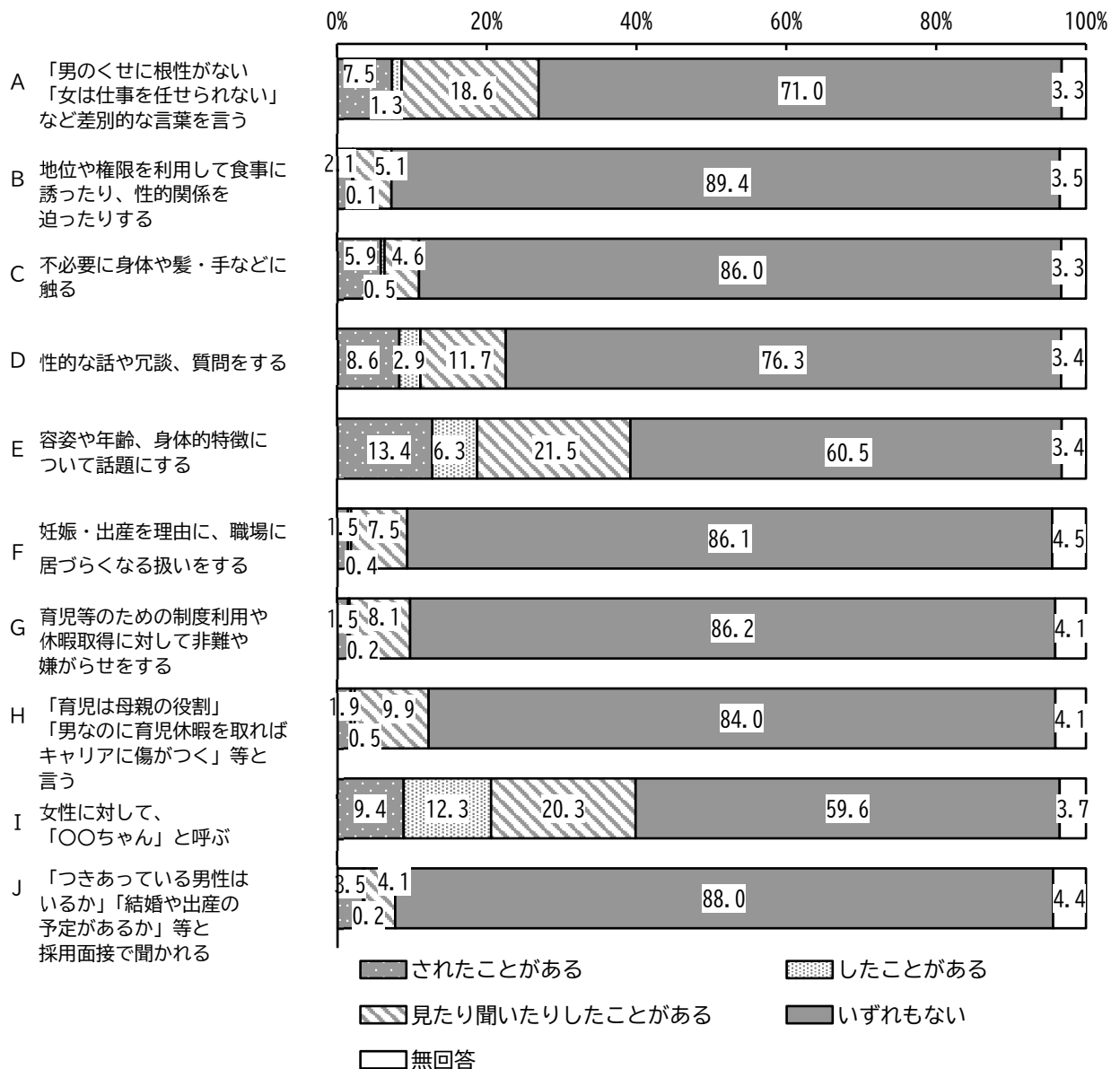
資料：令和6年度 男女共同参画に関する市民意識調査

(5) ハラスメントや男女間の暴力の状況について

最近5年間のハラスメント行為に関する認識をみると、「されたことがある」の割合が高いのは、「容姿や年齢、身体的特徴について話題にする」が最も高く13.4%、次いで「女性に対して、『〇〇ちゃん』と呼ぶ」が9.4%、「性的な話や冗談、質問をする」が8.6%となっています。その他の項目についても回答が確認できます。

「したことがある」の割合が高いのは、「女性に対して、『〇〇ちゃん』と呼ぶ」が12.3%、「容姿や年齢、身体的特徴について話題にする」が6.3%となっています。「見たり聞いたりしたことがある」の割合が高いのは、「容姿や年齢、身体的特徴について話題にする」が21.5%、「女性に対して、『〇〇ちゃん』と呼ぶ」が20.3%となっています。

セクシュアルハラスメントについて、5年以内に職場・学校・地域でしたり、されたりしたことの有無
(N=848)

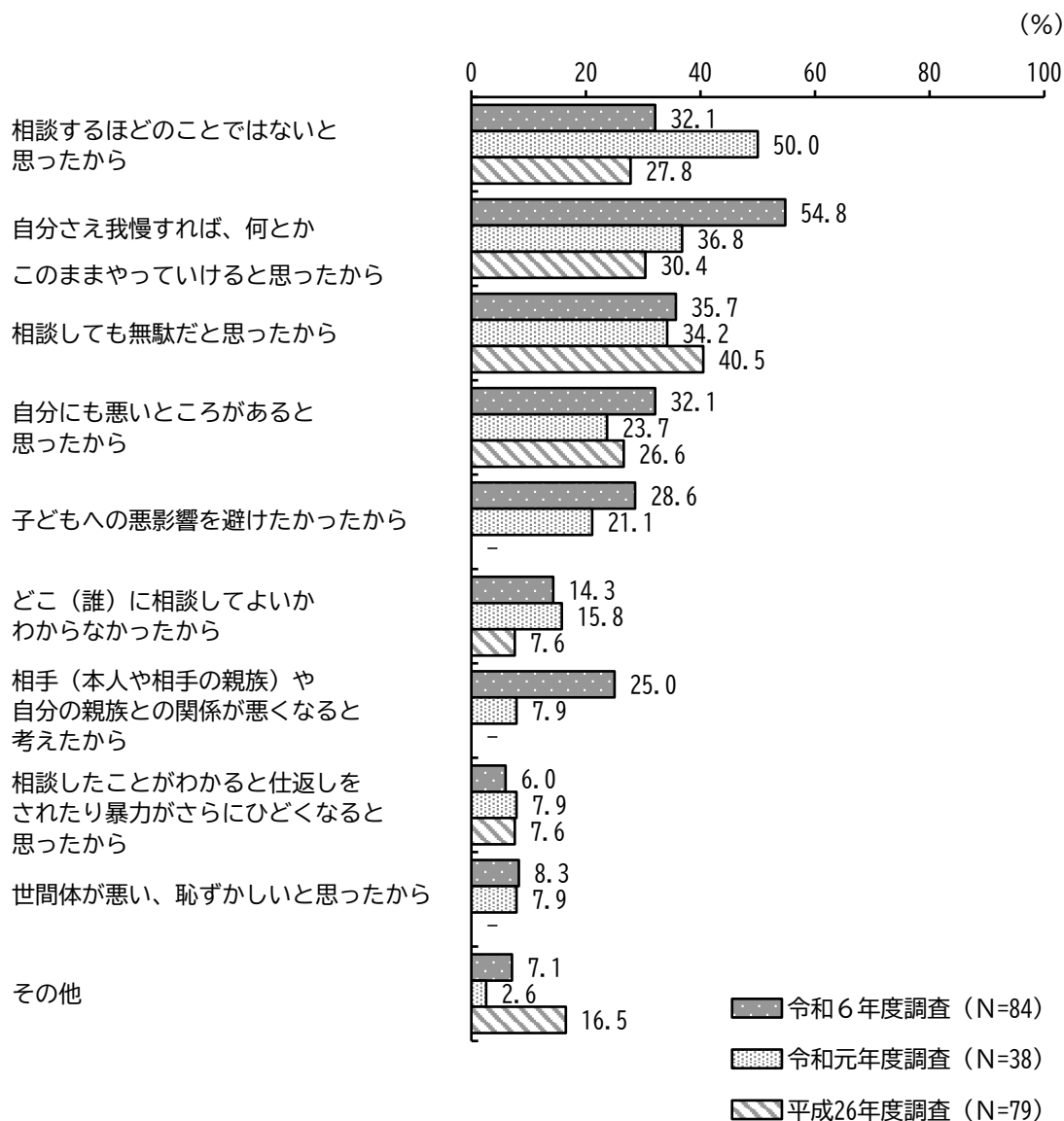


資料：令和6年度 男女共同参画に関する市民意識調査

(6) 安心して相談できる窓口及び被害者支援体制の充実について

我慢した理由をみると、「自分さえ我慢すれば、何とかこのままやっていけると思ったから」が最も高く54.8%、次いで「相談しても無駄だと思ったから」が35.7%、「相談するほどのことではないと思ったから」と「自分にも悪いところがあると思ったから」が32.1%となっています。

DVを受けた時、我慢した、相談しようとは思わなかった理由



※ 「子どもへの悪影響を避けたかったから」「相手(本人や相手の親族)や自分の親族との関係が悪くなると考えたから」「世間体が悪い、恥ずかしいと思ったから」は令和元年度調査からの新設項目

資料：令和6年度 男女共同参画に関する市民意識調査

5 計画の特徴

- (1) 男女共同参画社会の実現に関する基本的な考え方については、第一次から第5次までの「佐賀市男女共同参画計画」を継承しています。
- (2) 「第4次佐賀市男女共同参画計画」における取り組みの評価と検証を行い、課題を整理するとともに、関係法令、市の関係計画等との整合性を図り、より実効性のある計画内容としました。
- (3) この計画中「基本方針Ⅲ だれもが共に働きやすい環境づくり」については、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく、「市町村推進計画」と位置付けます。
- (4) この計画中「基本方針Ⅳ 2 暴力の防止と被害への対応」については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく、「市町村基本計画」と位置付けます。
- (5) この計画中「基本方針Ⅳ 4 困難な問題を抱える方への支援」については、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）」第8条第3項に基づく、「市町村基本計画」と位置付けます。
- (6) 成果目標を基本方向ごとに設け、市民意識調査等にて測ることとしています。また、施策の達成状況を明確にするため、基本方向の達成に向けて担当課が実施する施策の事業に数値目標を設定しています。

6 計画の性格

- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条に基づき策定し、その理念を踏まえ、国・県などの計画と整合性を図りながら推進するものです。
- (2) この計画は、「第3次佐賀市総合計画」の個別計画として策定するとともに、他の個別計画との整合性を図り策定しています。
- (3) この計画は、「佐賀市男女共同参画を推進する条例」第11条に基づき策定し、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものです。
- (4) この計画は、佐賀市における男女共同参画社会の実現のために、市とともに、市民、事業者、自治組織等、教育に携わる者が一体となって取り組むために策定されたものです。

7 計画の期間

この計画の期間は、2026年度（令和8年度）から2030年度（令和12年度）までの5カ年とします。

1 計画のビジョン

本市の目指す将来像は、第3次佐賀市総合計画において、「佐賀らしさで みんなが上を向くまち」を掲げています。

男女共同参画等を含むコミュニティ分野において、2040年に目指す市民等の姿として「市民は、一人ひとりの個性や価値観を生かし、自分らしく幸せに暮らしている」を掲げています。

本計画のビジョンについては、以下のとおりとします。

【計画のビジョン】

【案】 一人ひとりの個性や価値観を生かし、
誰もが自分らしく幸せに暮らせ、
誰もが住みたいまち SAGA

2 計画の基本理念

「佐賀市男女共同参画を推進する条例」に掲げる基本理念のもとに、市民一人ひとりが互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず社会のあらゆる分野において、その個性と能力を発揮することができる佐賀市の実現をめざします。

(1) 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取り扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保され、男女の人権が尊重されること。

(2) 生涯にわたる心身の健康

男女が生涯にわたり安全な環境の下で健康な生活を営み、それぞれの人生のあり方を自ら決定できるよう配慮されること。

(3) 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が、性別にかかわらず相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の看護及び介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員としての役割を円滑に果たすとともに、それらの活動以外の活動を行うことができるようにすること。

(4) 社会における制度や慣行の見直し

社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されること。

(5) 意思決定の場への平等な参画

男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者等における方針の立案及び決定に、共同して参画する機会が平等に確保されること。

(6) 国際社会との協調

ジェンダー平等の推進に関する取り組みが、国際社会との協調の下に行われること。

(7) ドメスティック・バイオレンス（DV）の根絶

犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるDVの根絶、被害者の支援に向けた取り組みが行われること。

(8) 困難な問題を抱える女性への支援

困難な問題を抱える女性が、安心して自分らしく生きられる社会の実現のため、尊厳と自立を尊重し、個々の状況に寄り添った支援が行われること。

3 計画の基本方向

基本方向に関する取り組みを通して、男女共同参画を推進し、ダイバーシティ（多様性）が実現された社会、すなわち、市民一人ひとりが互いに尊重し合い、性別等に関わりなく、多様な個性と能力を十分に発揮することができる社会をめざしていきます。

基本方向Ⅰ 人権の尊重と多様性及び男女共同参画の社会づくり

男女の役割に対する固定観念や性に関する偏見、性的指向や性自認に対する誤解や差別は依然として存在しており、これらが人々の生きづらさや社会的困難につながっています。

すべての人が互いを尊重し、自分らしく安心して暮らせる社会の実現をめざし、教育現場や地域における啓発活動の充実に取り組みます。多様な価値観や生き方への理解を広げることで、誰もが排除されることなく、地域の一員として尊重される社会づくりを推進します。

基本方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍

女性が出産後も、やりがいを持って働き続けられる社会の実現には、職場や家庭における男性の理解と協力が不可欠です。

ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）の推進に向けて、男性の家事・育児・介護・地域活動への積極的な参加を促し、性別にかかわらず誰もが安心して働き、暮らせる環境づくりを進めます。こうした取組を通じて、家庭や地域における役割分担の見直しと、誰もが自分らしく生きられる社会の基盤づくりを図ります。

基本方向Ⅲ だれもが共に働きやすい環境づくり

ワーク・ライフ・バランスに対する企業や個人の理解は広まりつつあるものの、依然として仕事中心の生活が根強く残っています。

多様な生き方を尊重し、誰もが自分らしいライフスタイルを選択できる社会の実現をめざして、企業における働き方改革の推進を支援します。特に、長時間労働の是正や柔軟な働き方の導入を促すことで、仕事と家庭・地域活動の両立を可能にし、すべての人が安心して働き暮らせる環境づくりを進めていきます。

基本方向Ⅳ 安全・安心で自分らしく暮らせる環境づくり

すべての人が安心して自分らしく暮らせる社会の実現をめざし、心身の健康づくりやDV・ハラスメントの防止、相談支援体制の強化に取り組みます。困難を抱える女性には、生活・就労支援を含む包括的な支援を関係機関と連携して進めます。

4 計画の基本方向

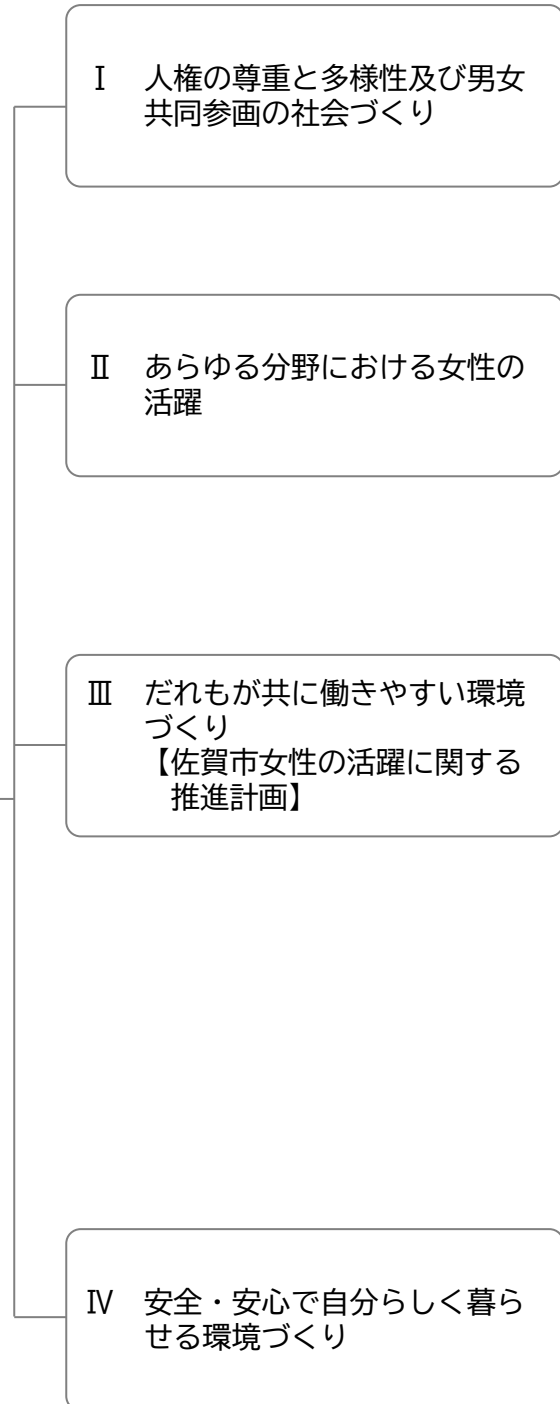
[ビジョン]

【案】一人ひとりの個性や価値観を生かし、誰もが自分らしく幸せに暮らせ、誰もが住みたいまち SAGA

[基本理念]

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 生涯にわたる心身の健康
- (3) 家庭生活における活動と他の活動の両立
- (4) 社会における制度や慣行の見直し
- (5) 意思決定の場への平等な参画
- (6) 国際社会との協調
- (7) ドメスティック・バイオレンスの根絶
- (8) 困難な問題を抱える女性への支援

[基本方向]



[重点目標]

[施 策]

1 男女共同参画意識の醸成と性に関する理解の促進	(1)市民の意識改革のための啓発事業の充実や情報の提供 (2)ジェンダー平等に関する国際規範・基準の理解と浸透 (3)メディア・リテラシーの向上
2 性の多様性の理解、暮らしやすい環境づくり	(1)ダイバーシティ（多様性）を認め合う意識の醸成 (2)性の多様性に関する環境の整備
3 性別にとらわれない家庭や学校・地域社会における教育・学習の充実	(1)家庭や学校・地域社会におけるジェンダー平等教育の推進
1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	(1)女性の審議会等への参画の促進
2 家庭や学校・地域社会における男女共同参画推進	(1)家庭におけるジェンダー平等の促進 (2)学校・地域社会におけるジェンダー平等の促進 (3)政治分野におけるジェンダー平等の促進
3 防災における男女共同参画の推進	(1)男女共同参画の視点を入れた地域防災対策の推進
1 事業所における男女共同参画の推進	(1)男女の機会均等及び賃金格差の是正
2 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた多様で柔軟な働き方の推進	(1)ワーク・ライフ・バランスの推進 (2)女性の就労環境の改善 (3)雇用における男女均等な雇用の機会と待遇の確保の促進 (4)農林水産業等における男女共同参画の促進
3 庁内（佐賀市役所内）における男女共同参画推進体制の整備	(1)男女共同参画についての職員の意識の醸成 (2)庁内における男女共同参画の推進 (3)庁内における女性活躍の推進
1 生涯にわたる心と身体の健康づくり	(1)妊娠・出産に関する支援 (2)心と身体の健康づくり対策の推進 (3)生涯を通じた女性の健康の保持・増進
2 暴力の防止と被害への対応【DV対策基本計画】	(1)DVを許さない意識の醸成 (2)安心して相談できる窓口及び被害者支援体制の充実 (3)切れ目のない支援に向けた関係機関等との支援強化
3 セクシュアルハラスメントの防止と被害への対応	(1)ハラスメントやジェンダーに基づく暴力の根絶に向けた啓発 (2)ハラスメントやジェンダーに基づく暴力に関する相談窓口の広報及び相談体制の充実
4 困難な問題を抱える方への支援【困難女性支援計画】	(1)相談体制の充実 (2)自立のための支援（住まい、就労支援等）